

船舶事故調査報告書

令和4年9月28日  
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故種類	灯浮標損傷
発生日時	令和3年11月5日 02時00分ごろ
発生場所	山口県上関町祝島西方沖 姫島灯台から真方位080° 6.2海里付近 (概位 北緯33°44.8′ 東経131°49.4′)
事故の概要	貨物船兼砂利採取運搬船天旺丸は、西北西進中、灯浮標に接触し、灯浮標が損傷した。
事故調査の経過	令和3年12月20日、主管調査官（広島事務所）を指名 原因関係者から意見聴取手続実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	貨物船兼砂利採取運搬船 天旺丸、733トン 135443、個人所有、Mコーポレーション株式会社、牧野電設 工業株式会社、御前崎海運株式会社
乗組員等に関する情報	船長、三級（航海）（履歴限定） 航海士A、六級（航海）
負傷者	なし
損傷	本船 なし 灯浮標 防護枠及び太陽電池パネルに曲損
気象・海象	気象：天気 晴れ、風 南西、風力 1、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 上げ潮の中央期
事故の経過	本船は、船長、航海士Aほか3人が乗り組み、航海士Aが、祝島南方沖から単独の船橋当直に当たり、約10ノットの対地速力で自動操舵により西北西進した。 航海士Aは、祝島南西方沖で尿意を催し、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思ひ、船橋下のトイレに向かった。 本船は、船橋が無人の状態で航行を続け、伊予灘航路第1号灯浮標（以下「本件灯浮標」という。）に接触した。 航海士Aは、昇橋後、本件灯浮標に接触したことに気付かないまま船橋当直を続けていたが、海上保安庁からの連絡を受けて船体を確認したところ、船首部にペンキの付着があり、本件灯浮標に接触したことを知った。
分析	本船は、祝島西方沖を西北西進中、航海士Aが、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思ひ、船橋を無人とした状態で航行を続けたことから、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に接触し、本件灯浮標が損傷したものと考えられる。
原因	本事故は、夜間、本船が、自動操舵で西北西進中、航海士Aが、用を足す僅かの間であれば航行に支障はないと思ひ、船橋を無人とした

	<p>状態で航行を続けたため、本件灯浮標に向かっていることに気付かず、本件灯浮標に接触したことにより発生したものと考えられる。</p>
<b>再発防止策</b>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 船橋当直者は、当直前にあらかじめ用便を済ませること。やむを得ず船橋を離れる時は他の乗組員に見張りを頼むなどして、船橋を無人の状態にしないこと。</li></ul>